

学校評価Q & A

①「教育指導の計画」における評価の取組みと、どう違うのですか？

年度当初に計画を立案し、中間反省を経て最終反省を実施する「教育指導の計画」における評価の取組みは、学校評価における自己評価の取組みと同じ流れであると言えます。その意味から、本市では以前より学校評価の取組みを行ってきたとすることができます。

しかし、学校評価と「教育指導の計画」とでは、次の点で違いがあります。

- ◆短期的な目標を設定し、1年度間でP-D-C-Aに基づいて改善を図る点
- ◆当初に評価規準として「取組内容（指標）」を設定し、それをもとに評価する点
- ◆外部アンケート結果や様々な学校データを活用して、自己評価結果を検証する点
- ◆保護者や学校評議員などの学校関係者による評価を受けることで、学校の自己評価結果の客観性・透明性を高める点
- ◆評価結果を「学校だより」や「学校のホームページ」等で広く公表する点

② 児童・生徒、保護者に行うアンケートは、評価ではないのですか？

以前は、児童・生徒、保護者等へのアンケートを「外部評価」ととらえていた例もありましたが、法令の改正により、「学校関係者評価」として保護者や地域の方々による評価の実施が求められています。

現在、児童・生徒、保護者等へのアンケートは、「外部アンケート」と称され、そのものは、評価ではなく「学校の自己評価結果を検証するための資料である」と位置づけられています。

③ アンケート項目・内容の作成の仕方がわかりません。

学校評価の取組みにおいて外部アンケートの実施は、その結果をまとめることで自己評価の結果を検証するために大切なツールになります。

従って、アンケートの項目・内容は、学校の重点目標、特に自己評価シートの評価項目や取組内容（指標）と連動するものでなければ、自己評価結果の検証に役立てることができません。

アンケート項目・内容を検討するときは、自己評価項目と取組内容（指標）との整合性を確認しながら作成します。 ※「外部アンケート（例）」参照

④ 学校関係者評価委員は、どのようにして選出すればよいのですか？
また人数は、何人くらいが、適当なのでしょう？

文字通り、学校と直接関係のある方に評価委員になっていただくことが基本です。本市の状況を考えると学校評議員（類似制度を含む）を中心に保護者（学校評議員に保護者が含まれない場合）に加わっていただくのが適当です。また、接続する小中学校の教職員や場合によっては、学識経験者等の専門家に加わっていただくことも考えられます。（ただし、謝金等を支払う制度は、ありません。）

評価委員の人数は、学校によって実態が違っているので、一概に決められるものではありませんが、**最低3人、多くても10人くらい**が、意見を集約しやすいと考えられます。

⑤ 学校関係者評価委員会は、年何回、いつごろに開催すればよいでしょうか？

評価委員会は、年間3～4回開催するのが標準的です。

(時期)

(主な内容)

- | (時期) | (主な内容) |
|----------------|---|
| (例) 1回目 (5～6月) | ○学校評価や評価委員会の目的についての説明
○前年度の自己評価・学校関係者評価結果やそれらをふまえた改善点についての説明 等 |
| 2回目 (10～11月) | ○中間評価の実施
・学校の自己評価（中間評価）についての意見 |
| 3回目 (2～3月) | ○最終評価の実施
・学校の自己評価結果及び改善方策についての意見
○報告書の作成 |

※ただし、ここに示した内容だけでなく、評価者に対して、年間を通して授業や学校行事等を参観できるような場の設定が必要です。

⑥ 評価委員には、どんな資料を用意して評価していただくのが、よいのでしょうか？

基本的には、自己評価シートや外部アンケートの集計結果が評価資料になります。その他、普段の学校の様子を見ていただく機会（授業参観、公開授業等）や運動会・体育大会、文化祭や学習発表会等の学校行事の参観の機会を設けることも必要です。欠席された方には、当日の資料等を届けるといった配慮も大切です。

また、意見を聞くだけなどの受動的な評価活動にとどまることのないよう、留意すべきです。

⑦ 評価委員に、児童・生徒の個人情報を知らせてもよいのでしょうか？

評価委員への就任依頼の時には、学校関係者評価の目的、評価書のとりまとめ時の検証資料や児童・生徒に関する個人情報の保護、守秘義務があることなどを予め伝え、各委員に理解していただいております。学校関係者評価委員会の設置要項等を学校が作成しておくことも考えられます。

また、評価の実施に必要と考えられる資料や評価委員会から求められた資料については、提示することが適当でないものを除いて、積極的に提示することも大切です。

⑧ 学校関係者評価を受けた後は、どのようにすればよいのですか？

評価の受けっぱなしが、よくないのは当然です。

学校は、学校関係者評価の結果をふまえ、自己評価でとりまとめた今後の改善方策を見直すことも考えられます。改めて、今後の改善方策を考え、学校関係者評価の結果と併せて、報告書等にまとめることになります。

評価シートや報告書は、学校のホームページに掲載したり、学校だより等で配布したりするなど、広く公表することが大切です。

その際には、児童・生徒の個人情報保護や安全確保の観点から、報告書に記述する情報をよく吟味する必要があることは、言うまでもありません。

(※「大阪市個人情報保護条例」等を参照)

⑨ 評価委員会についての事務等は、評価委員に任せればよいのでしょうか？

学校関係者評価を実施する際の事務は、評価委員に任せるのではなく、学校が行うことが適当です。

評価委員会の司会等の進行役も学校側（教頭、教務主任等）が務めるのが基本となるでしょう。評価委員の中に学識経験者等の専門家が含まれる場合は、その方に進行をお願いすることも考えられます。

また、評価の後、評価結果を報告書等にまとめる際も、場合によっては、学校の担当者が一緒に作成することも考えられます。

いずれにしても、学校は評価活動や評価内容等を事前に評価委員にしっかり説明し、役割についても評価者と十分話し合っ決めていくことが大切です。

⑩ 以前「外部評価」という言葉がよく使われていましたが、「学校関係者評価」とどう違うのでしょうか？

従来広く用いられてきた「外部評価」という言葉については、保護者や地域の方々による評価とされたり、学校外の有識者による評価と理解されたりと同じ言葉でありながら、その具体的内容は様々でした。

そこで文部科学省は、平成20年1月に改訂した「学校評価ガイドライン」で、保護者や地域の方々など学校に密接な関係を有する方による「学校関係者評価」と学校と直接関係のない専門家等による「第三者評価」の2つに概念上分けて整理しました。強いて言えば、この2つを総称したものが「外部評価」ということになります。

⑪ 高等学校でも小・中学校と同じように学校評価を進めればよいのですか？

「学校評価ガイドライン〔改訂〕」には、次のような記述があります。

高等学校は、その学校運営の骨格は、義務教育諸学校である小学校及び中学校と共通する面が多く、学校評価や情報提供の進め方についてもこれまでの記述が基本的に妥当です。

したがって、高等学校においても小・中学校と同様に学校評価を進めていくことが基本です。

ただし、高等学校には様々な課程や学科等があり、それぞれに特有の学校運営のあり方などの特性があります。学校評価の進め方や評価目標・取組内容（指標）の設定については、ふさわしいあり方を考えながら取組みを進めていく必要があります。

⑫ 幼稚園でも学校評価の取組みを進めていくのですか。

法令（学校教育法、学校教育法施行規則）では、幼稚園においても小・中学校と同様に自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の教育委員会への報告に関して規定されています。

また、文部科学省は平成20年3月「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成し、取組みの目安となる事項を示しています。そこには、幼稚園の特性に応じた学校評価のあり方が示されています。

小・中学校での学校評価の取組みに準じながらも、幼稚園の特性を十分に認識して適切に実施することが求められています。